



4 病気や けがのときの 保険

日本に住む人は医療保険<病気やけがのときの保険>にはいなければならない。

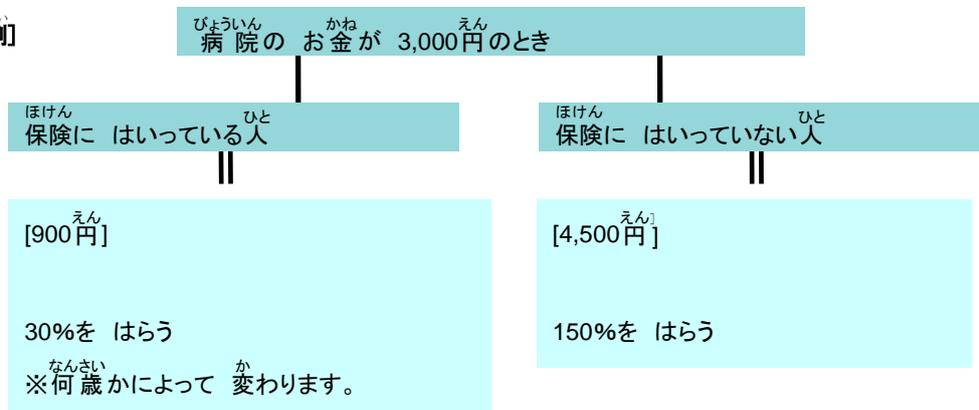
日本には「健康保険」と「国民健康保険」があります。「健康保険」は会社で働いている人がいます。「国民健康保険」は会社で働いていない人がいます。

4-1 病院、くすりのお金と保険

(1) 病院のお金

健康保険や国民健康保険に加入している人は病院のお金の30%を払えばいいです。健康保険や国民健康保険に加入していない人はふつう病院のお金の150%を払わなければならない。

【例】



(2) 保険がつかえないとき

病院で保険をつかえないときがあります。たとえば下のようときです。

●交通事故のとき、ほかの人のせいでけがしたとき

※加害者<けがをさせた人>がぜんぶ払います。加害者がにげたときは国がかわりに払います。



びょうき F 病気、けが

びょうき
▶ F 病気、けが のトップへ

- 子どもが できたとき(妊娠)、子どもを うむとき
- おなかのなかの 子どもを おろすとき(妊娠中絶)
- 体を しらべるとき(健康診査や 人間ドック)
- 予防接種<ちゅうしゃ>
※母子手帳(H赤ちゃんと子ども1-2(1)をみて ください)に 書いてある 予防接種<ちゅうしゃ>は お金が
いりません。(H赤ちゃんと子ども4-2をみて ください)
- 顔や 体を 美しくするための 手術(美容整形)
- 歯の ならびを 美しくするとき(歯の きょうせい)
- 仕事するとき、仕事に 行くとき、帰るとき の けがや 病気
※労災保険を つかいます。
- 個室<1人の 部屋>に 入院した とき
ほかにも 保険を つかうことが できない 検査、手術、治療、くすりがあります。

(3) はいりたい人だけが はいる 医療保険<病気や けがのときの 保険>
生命保険の 会社などが している 医療保険<病気や けがのときの 保険>も あります。これは はいり
たい人だけが はいります。保険料<保険の お金>は 保険の 会社が きめます。病気や けがになっ
たら、あなたが 先に 病院の お金を ぜんぶ はらいます。そのあと、保険の 会社が あなたに お金を
返します。